

## 文京区保育サービス推進事業補助金交付要綱

27文男保第3208号 平成28年2月29日区長決定

28文子幼第915号 平成28年4月1日部長決定

28文子幼第1710号 平成28年10月11日区長決定

30文子幼第443号 平成30年5月1日部長決定

30文子幼第5089号 平成31年3月31日部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、特別保育事業、地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進する取組を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該取組に係る費用の一部を補助することにより、区の保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 零歳児 補助対象施設・事業（第4条に規定する施設又は事業（第5条第1項に該当する事業を含む。）をいう。以下この条において同じ。）において保育を行う児童のうち、当該保育を受けた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育を受けている児童については、当該保育を受けた年度の初日前日）において1歳に満たない児童をいい、当該児童が年度の途中で1歳に達した場合においても、当該年度中に限り零歳児とみなす。
- (2) 産休明け保育 補助対象施設・事業において、生後57日目から零歳児を受け入れ、保育を実施することをいう。
- (3) 零歳児保育対策 零歳児保育の充実を図るため、補助対象施設・事業において、次の要件を満たして行う対策をいう。
  - ア 零歳児の在籍児童数が、1補助対象施設・事業当たり9人以上（9人未満であっても地域の保育需要を満たす場合にあっては、6人以上）であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する補助対象施設・事業にあっては、1補助対象施設・事業当たり5人以上であること。
  - イ 保健師等により零歳児の異常の発見、特に登所時の健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。
  - ウ 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
  - エ 嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）と診療契約を結ぶ等健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。
- (4) 延長保育事業 東京都延長保育事業実施要綱（27福保子保第511号）に定め

る事業として区が助成する事業をいい、「2時間・3時間延長」及び「4時間以上延長」とは、同要綱4(1)④又は(2)④の取扱いにかかわらず、実際に実施した時間のことをいう。

- (5) 病児・病後児保育事業 東京都病児保育事業実施要綱(21福保子保第375号)の第4の1又は2に定める事業として区が助成する事業をいう。
- (6) 休日保育 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)第1条第46号に規定する休日保育加算の適用を受けた補助対象施設・事業において休日に保育を実施することをいう。
- (7) 一時預かり事業・定期利用保育事業 東京都一時預かり事業実施要綱(27福保子保第507号)に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(7福子推第276号)に定める事業として区が助成する事業をいう。
- (8) 障害児保育(特児対象) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給が停止されている場合を含む。)を受け入れ、保育を実施することをいう。
- (9) 障害児保育(その他(身体)) 前号に規定する児童以外で、区市町村長がおおむね身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度(聴覚障害については6級又は4級程度)に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- (10) 障害児保育(その他(知的)) 第8号に規定する児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
  - ア 区市町村長がおおむね東京都愛の手帳交付要綱(42民児精発第58号)第4条に規定する判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
  - イ 保護者の同意が得られないためにアに該当しない児童のうち、知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である」と嘱託医等が認めた児童で、アに規定する児童に相当すると区市町村長が認めた児童
- (11) 分園 告示第1条第52号に規定する分園をいう。
- (12) アレルギー児 食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- (13) 夜間保育 告示第1条第47号に規定する夜間保育加算の適用を受けた補助対象施設・事業において、夜間に保育を実施することをいう。
- (14) 育児困難家庭 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与している家庭であって、当該家庭での育児が困難であると認められたものをい

う。

- (15) 外国人児童 両親、父又は母が外国人である児童であって、本人、両親、父又は母の言語、習慣及び食事に特別な対応を要する児童をいう。
- (16) 年末年始保育 12月29日から翌年の1月3日までのうち、2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施することをいう。ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。
- (17) 保育所等体験 地域の子育て家庭が、入所児童とともに給食や遊びなど保育所等での生活を体験する事業をいう。
- (18) 出産を迎える親の体験学習 出産前後の母親、父親又は育児をする祖父母を対象に、保育所等において保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことにより、育児に対する不安の軽減を図る取組をいう。
- (19) 保育拠点活動支援 保育士、看護師及び栄養士の資格取得を目指す実習生(学生)又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導し、及び育成することをいう。
- (20) 小規模保育事業(A型、B型、C型) 告示第1条第5号に規定する小規模保育事業のイからハに掲げる類型をいう。
- (21) 公定価格の第三者評価受審加算 告示第1条第43号に規定する加算をいう。
- (22) 1号認定、2・3号認定 告示第1条第10号に規定する区分をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、国又は地方公共団体以外の者であって、区の区域内(以下「区内」という。)において次条に規定する施設を設置し、又は事業を運営する事業者とする。

(補助対象施設・事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「認可保育所」という。)。ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(26福保子保第2961号)の交付対象施設は除く。
  - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- 2 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている事業とする。
- (1) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

- (3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業  
(補助の例外等)

第5条 前2条の規定にかかわらず、前条第2項第3号に規定する居宅訪問型保育事業又は同項第4号に規定する事業所内保育事業（従業員枠に限る。）については、当該事業を実施する施設の所在地が区の区域外（東京都の区域内に限る。以下「区外」という。）である場合であっても、区内に居住する児童が利用する場合に限り、補助金の交付の対象とする。

2 前2条の規定にかかわらず、区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

3 前2条の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業については、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令に違反した事業者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指導に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない又は改善の見込みがない事業者が設置するもの  
(補助対象経費)

第6条 この要綱による補助の対象となる経費は、第4条第1項に規定する施設又は同条第2項に規定する事業の運営に係る経費とし、当該年度の予算の範囲内とする。  
(補助金の額等)

第7条 この要綱による補助金の額は、次に掲げる加算項目について、別表第1から別表第3までに示す算定基準により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、年度の途中に開設した施設又は

事業にあつては当該開設した日以降に実施したものにより、年度の途中で廃止した施設又は事業にあつては当該廃止した日までに実施したものにより算定するものとする。

(1) 特別保育事業等推進加算 別表第1に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額。ただし、第4条第1項第2号に規定する認定こども園、同条第2項第3号に規定する居宅訪問型保育事業及び同項第4号に規定する事業所内保育事業については、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 認定こども園については、別表第1の1から5まで、7及び10から21までは、1号認定の児童は補助対象外とする。

イ 居宅訪問型保育事業については、事業所の所在地が区内・区外にかかわらず、区内に居住する児童が利用する場合に補助の対象とする。この場合において、対象となる児童数は、区内に居住する児童の数とする。

ウ 事業所内保育事業については、別表第1の1、2、10から12まで、14から17まで、19及び20のうち従業員枠の児童については、同表の算定方法により算出した額に100分の84を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。この場合において、事業所の所在地が区内・区外にかかわらず、区内に居住する児童が利用する場合に補助の対象とするものとし、対象となる児童数は、区内に居住する児童の数とする。

(2) 地域子育て支援推進加算 別表第2に掲げる加算項目のうち基準以上に実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した年額の合計額

(3) 第三者受審費加算 別表第3に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに文京区保育サービス推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による交付申請があつた場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、文京区保育サービス推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

(交付決定の条件)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助の対象の施設又は事業（以下「補助事業等」という。）の運営に当たっては、当該運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

2 区長は、前条の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

(申請の撤回)

第11条 交付決定事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第9条に規定する交付決定通知書を受け取った日から起算して14日以内に申請を撤回することができる。

(変更申請)

第12条 交付決定事業者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文京区保育サービス推進事業補助金変更承認申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第13条 区長は、第9条の規定による交付決定の後においても、その後の事情の変更により必要があると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した部分については、この限りでない。

(承認事項)

第14条 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第15条 交付決定事業者は、補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項について、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 区長は、補助事業等の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、補助事業等の遂行の状況に関し書面による報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第17条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、交付決定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 交付決定事業者は、原則四半期ごとに、別に定める期日までに文京区保育サ

ービス推進事業補助金実績報告書（別記様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、交付決定額が500,000円未満の事業者については、実績報告書の提出を年1回とすることが出来る。
- 3 前項の規定は、第14条第2号の規定により補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合について準用する。

（補助金の額の確定）

第19条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区保育サービス推進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により、交付決定事業者に通知する。

（是正のための措置）

第20条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定事業者に対し、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第21条 交付決定事業者は、第19条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、文京区保育サービス推進事業補助金交付請求書（別記様式第6号）により、速やかに区長に請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第22条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第5条第2項各号に該当するに至ったとき。

- 2 前項の規定は、第19条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第23条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき

は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第24条 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間の計算については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、第22条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたことにつき、当該交付決定事業者の責めに帰することができない場合は、この限りでない。

2 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第25条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定事業者が納付した違約加算金の額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付した額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 区長は、第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第27条 区長は、交付決定事業者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、交付決定事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と当該未納付額とを相殺するものとする。

(財務情報等の公表)

第28条 交付決定事業者は、別に定めるところにより、事業実施年度の補助事業等の運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該補助事業等を実施する施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

(書類の作成、保管)

第29条 交付決定事業者は、補助金の交付申請、請求等に係る書類及び補助事業等の実施状況を明らかにした書類（別表第4に掲げる保管様式を含む。）を、当該補助事



業等の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによるものとし、その他必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

付 則 (平成28年2月29日付27文男保第3208号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年4月1日付28文子幼第915号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年10月11日付28文子幼第1710号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年5月1日付30文子幼第443号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則 (平成31年3月31日付30文子幼第5089号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1(第7条関係)

特別保育事業等推進加算

加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業
1	零歳児保育対策実施 かつ 産休明け保育	実施	零歳児保育対策実施施設・事業で、かつ、 産休明け保育実施施設・事業	毎月初日零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍数
2		未実施	零歳児保育対策実施施設・事業で、かつ、 産休明け保育未実施施設・事業	毎月初日零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍数
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を実施している施設・事業	30分を超える毎月平均 利用零歳児数	月額	17,200	単価×各月の平均対象児 童数の合計
4		2時間・3時間延長	延長保育事業実施施設・事業のうち2時間・ 3時間延長を実施している施設・事業	1時間30分を超える毎月 平均利用児童数 (5「4時間以上延長」に 該当する児童を除く。)	月額	10,610	単価×各月の平均対象児 童数の合計
5		4時間以上延長	延長保育事業実施施設・事業のうち4時間 以上延長を実施している施設・事業	3時間30分を超える毎月 平均利用児童数	月額	11,060	単価×各月の平均対象児 童数の合計
6	病児・病後児保育事業		病児・病後児保育事業実施施設・事業 (体調不良児対応型を除く。)	延べ利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数
7	休日保育		休日保育実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数
8	一時預かり事業・ 定期利用保育事業	4時間未満	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数
9		4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数
10	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業 (特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数
11		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業 (その他の障害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数
12		その他(身体)	障害児保育実施施設・事業 (その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数
13	分園設置		分園を設置している施設・事業	毎月初日分園在籍児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数 (分園)
14	アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づ き、除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月初日対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数
15	夜間保育		夜間保育実施施設・事業	毎月初日在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数
16	零歳児保育	(市部・小規模)	「市部において零歳児保育を実施している定員6 0人以下の施設・事業」又は「零歳児保育を実施 している定員60人以下の事業」 (加算対象事業1又は2実施施設・事業は除く。)	毎月初日零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数
17		(町村部)	町村部において零歳児保育を実施してい る施設・事業 (加算対象事業1実施施設・事業は除く。)	毎月初日零歳児在籍数	月額	10,170	単価×延べ零歳児在籍数
18	延長保育事業(町村部)		町村部において延長保育事業を実施して いる施設・事業	15分以上の平均利用児童数	月額	10,170	単価×各月の平均対象児 童数の合計
19	育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機 関と連携して当該家庭を支援する施設・事 業	毎月初日対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数
20	外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受 け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に 特別な対応を行う施設・事業	毎月初日対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数
21	年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する施設・ 事業	12/29～1/3の延べ利用児童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数

(1) 4時間以上延長を実施している施設・事業において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。

(2) 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している施設・事業については、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。

(3) 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。

別表第2(第7条関係)

地域子育て推進加算

加算項目		加算項目の対象		基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業			
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業		
2	育児不安の軽減	保育所等体験		地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000			
					年10回又は延べ20人以上	600,000			
3		出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000			
					年6回又は延べ12人以上	600,000			
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	基本分		保育士・看護師・栄養士の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上		400,000	
					年6人以上	800,000			
			加算分		(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上		100,000	
					(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
							基本分年6人以上	100,000	

別表第3(第7条関係)

第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準		上限額(円)	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度及び直前の過去4か年に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている施設において、次の(1)又は(2)に該当する場合		450,000	認可保育所 認定こども園
	(1)	(1) 補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合  補助対象期間において、福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指指第638号))の受審及び結果の公表を実施している場合		
		補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
	(2)	(2) (1)以外の場合  補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を実施している場合	600,000	
補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。				

## 施設に備える書類一覧

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
<b>別表第1 特別保育事業等推進加算</b>			
1-2	零歳児保育対策	在籍児童名簿(各月別)	
3-5 18	延長保育事業	保管様式1	日々の記録(誰が何時まで利用したかがわかるもの)
6	病児・病後児保育事業	保管様式2	日々の利用児童名簿
7	休日保育	保管様式3	日々の利用児童名簿
8-9	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式4	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)
10-12	障害児保育	保管様式5	該当する児童ごとに、区市町村からの認定通知書等又は障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳・医師の診断書等の写し
13	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)	
14	アレルギー児対応	保管様式6	該当する児童ごとに、医師の診断書(指示書)の写し
15	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)	
16-17	零歳児保育	在籍児童名簿(各月別)	
19	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録
20	外国人児童受入れ	保管様式7	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
21	年末年始保育	利用児童名簿	年末年始保育実施の広報チラシ及び実施記録
<b>別表第2 地域子育て支援推進加算</b>			
1	小中高生の育児体験受入れ	保管様式8	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)及び生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
2	保育所等体験	保管様式9	実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
3	出産を迎える親の体験学習	保管様式9	実施回ごとに日時・内容記載した実施記録、広報、写真など
4	保育拠点活動支援	保管様式10	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文及び実習生を受入れた実績がわかるもの
<b>別表第3 第三者評価受審費加算</b>		評価機関との契約書・領収書 第三者評価受審結果報告書一式	